

答申第 206 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 10 月 20 日付けで諮問された県立高等学校教員に係る人事上の措置
関係書類等一部非公開の件(諮問第 271 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

県立高等学校教員に係る人事上の措置に関する一連の文書について、不服申立ての対象となった情報のうち、次に掲げる情報は、公開すべきである。

- (1) 「県顧問弁護士に対する法律相談について(伺い)」に記載された相談事項
- (2) 平成13年3月27日に実施した法律相談の結果を記録した文書に記載された相談結果

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成15年9月5日付けで、県立高等学校教員に係る人事上の措置に関する一連の文書を一部非公開とした処分のうち、次に掲げる処分(以下「本件不服申立て対象処分」という。)の取消しを求める、というものである。

ア 「県顧問弁護士に対する法律相談について(伺い)」(以下「法律相談伺い」という。)を一部非公開とした処分

イ 平成13年3月19日に開催された人事考査委員会において人事上の措置を検討、審議するために作成された文書及びその審査結果に係る文書(以下「審査結果文書(3月19日分)」という。)を一部非公開とした処分のうち、処分基準が推測できる事項を非公開とした処分

ウ 平成13年3月19日に開催された人事考査委員会の審査結果を受けて、人事上の措置の実施を伺う文書(以下「人事上の措置伺い(3月19日分)」という。)を一部非公開とした処分のうち、処分基準が推測できる事項を非公開とした処分

エ 平成13年3月27日に実施した法律相談の結果を記録した文書(以下「法律相談結果文書(3月27日分)」という。)を一部非公開とした処分

オ 平成13年6月5日に実施した弁護士相談の結果を記録した文書(以下「弁護士相談結果文書(6月5日分)」という。)を一部非公開とした処分のうち、弁護士の見解等及び相談事項を非公開とした処分

カ 平成13年6月19日に実施した弁護士相談の結果を記録した文書(以

下「弁護士相談結果文書（6月19日分）」という。）を一部非公開とした処分のうち、弁護士の見解等を非公開とした処分

キ 平成13年7月12日に開催された人事考査委員会において人事上の措置を検討、審議するために作成された文書及びその審査結果に係る文書（以下「審査結果文書（7月12日分）」という。）を一部非公開とした処分のうち、処分基準が推測できる事項を非公開とした処分

ク 平成13年7月12日に開催された人事考査委員会の審査結果を受けて、人事上の措置の実施を伺う文書（以下「人事上の措置伺い（7月12日分）」という。）を一部非公開とした処分のうち、処分基準が推測できる事項を非公開とした処分

（2）不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が法律相談伺い、審査結果文書（3月19日分）、人事上の措置伺い（3月19日分）、法律相談結果文書（3月27日分）、弁護士相談結果文書（6月5日分）、弁護士相談結果文書（6月19日分）、審査結果文書（7月12日分）及び人事上の措置伺い（7月12日分）（以下「本件行政文書」と総称する。）には、県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものが記載されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第4号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第4号該当の点について

（ア）県の顧問弁護士の見解及び意見は公務員の意思の形成及び公的機関の意思の決定に深く関与したものであり、当該業務の公正かつ円滑な実施のため、公開は不可欠である。

（イ）処分の基準は、教育委員会に属する全教職員に対する事前周知事項である。先に処分基準がすべてに対し具体的に明示され、その基準に違反したとき、処分は初めて行われるものである。「処分基準が推測できる事項」を公開できないような行政は法治主義に反する。公開することにより人事管理事務等の適切な遂行を促進し、これらの適切な遂

行に大いに寄与するものとする。

(ウ)本件行政文書はすべて、基本的に公務員の公務としての情報である。
したがって、今後反復継続される公正かつ円滑な人事の確保のために、
公開が必要不可欠である。

(3) その他

教育委員会等の秘密性、非公開性、独善性が、特定の中学校長が起こ
したような事件の温床となっている。

3 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、
次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、平成 12 年に県立高等学校の教員が行った虚偽研修に
係る人事上の措置に関する文書であり、次に述べる人事上の措置を行う
過程で作成された文書である。

県立高等学校の教員が、服務違反等の行為を行った場合、規律と秩序
を維持するために、その道義的責任を問う必要があるので、「神奈川県立
高等学校の管理運営に関する規則」第 34 条に基づき、学校長から事故報
告書を提出させ、当該教員から事情聴取を行い、人事考査委員会での検
討・審査を経て、懲戒処分等の措置を行っている。

教育委員会は、教員の責任について検討した結果、その行為の内容等
から判断して、地方公務員法に基づく責任を問う必要がある場合に懲戒
処分を行い、懲戒処分に至らない場合には、サービスの適正を期するため、
教員に対して注意を促し、将来を戒めるための文書訓告等の人事上の措
置を行っている。

イ 本件行政文書に記載された情報及びそのうち不服申立ての対象とされ
た情報は、次のとおりである。

(ア) 法律相談伺いは、教員の非違行為について、顧問弁護士に対して今
後の対応等について検討するための相談事項等を記載した文書であり、
相談事項を非公開とした処分が不服申立ての対象とされた。

- (イ) 審査結果文書(3月19日分)及び審査結果文書(7月12日分)は、非違行為を行った教員に対する懲戒処分等について人事考査委員会が行った検討、審議の内容と審査結果を記載した文書であり、処分基準が推測される事項を非公開とした処分が不服申立ての対象とされた。
- (ウ) 人事上の措置伺い(3月19日分)及び人事上の措置伺い(7月12日分)は、人事考査委員会において審査した処分等の結果を伺う文書であり、処分基準が推測される事項を非公開とした処分が不服申立ての対象とされた。
- (エ) 法律相談結果文書(3月27日分)は、教員の非違行為について、顧問弁護士に対して今後の対応等について検討するために相談した結果を記載した文書であり、相談結果を非公開とした処分が不服申立ての対象とされた。
- (オ) 弁護士相談結果文書(6月5日分)は、顧問弁護士に対して、教員の非違行為に対する今後の対応等について検討するために相談した結果を記載した文書であり、相談事項及び弁護士の見解等を非公開とした処分が不服申立ての対象とされた。
- (カ) 弁護士相談結果文書(6月19日分)は、顧問弁護士に対して、教員の非違行為に対する今後の対応等について検討するために相談した結果を記載した文書であり、弁護士の見解等を非公開とした処分が不服申立ての対象とされた。
- (2) 条例第5条第4号該当性について
- ア 法律相談伺い、法律相談結果文書(3月27日分)、弁護士相談結果文書(6月5日分)及び弁護士相談結果文書(6月19日分)(以下「法律相談関係文書」と総称する。)は、特定の事案に関して具体的な相談を行っているものであり、人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査等の基準が推測される情報が含まれている。実施機関が判断に悩んでいることや将来の訴訟も念頭に置くような非常に難しい問題について相談するという法律相談の持つ性格を考えると、このような情報を公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 審査結果文書（3月19日分）人事上の措置伺い（3月19日分）審査結果文書（7月12日分）及び人事上の措置伺い（7月12日分）（以下「人事上の措置関係文書」と総称する。）は、人事管理という事業の性質から、公開することにより、人事上の措置に至るまでの内部的な手続や処分等の適否・軽重等を判断する基準等が推測されるおそれがあり、今後の同種の事業の実施において、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

4 審査会の判断理由

（1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）本件行政文書について

本件行政文書は、県立高等学校教員に係る人事上の措置に関する一連の文書のうち、次の文書である。

ア 法律相談伺い

イ 審査結果文書（3月19日分）

ウ 人事上の措置伺い（3月19日分）

エ 法律相談結果文書（3月27日分）

オ 弁護士相談結果文書（6月5日分）

カ 弁護士相談結果文書（6月19日分）

キ 審査結果文書（7月12日分）

ク 人事上の措置伺い（7月12日分）

（3）本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、次のとおりである。

ア 法律相談伺いのうち、相談事項

イ 審査結果文書（3月19日分）審査結果文書（7月12日分）人事上の措置伺い（3月19日分）及び人事上の措置伺い（7月12日分）の

うち、処分基準が推測される事項

ウ 法律相談結果文書（3月27日分）のうち、相談結果

エ 弁護士相談結果文書（6月5日分）のうち、弁護士の見解等及び相談事項

オ 弁護士相談結果文書（6月19日分）のうち、弁護士の見解等

以下、不服申立ての対象とされた情報について検討する。

（4）条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関又は独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 法律相談関係文書について

（ア）実施機関は、法律相談関係文書について、特定の事案に関して具体的な問題についての法律相談に関して作成された文書であり、実施機関が判断に悩んでいることや将来の訴訟も念頭に置くような非常に難しい問題について相談するという法律相談の持つ性格を考えると、人事管理上、同種事案等に影響を与えることになるため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある、と説明している。

（イ）弁護士相談結果文書（6月5日分）に記載された相談事項及び弁護士の見解等並びに弁護士相談結果文書（6月19日分）に記載された弁護士の見解等は、措置の終了していない特定の人事上の措置に関する具体的な相談内容が記載されているものであり、これらの情報を公開すれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該情報は、条例第5条第4号に該当すると

判断する。

- (ウ) しかしながら、法律相談伺いに記載された相談事項及び法律相談結果文書(3月27日分)に記載された相談結果は、事情聴取の際の弁護士立会い要求への対応についての一般的なものであり、その内容は弁護士であれば当然言及するであろうと考えられ、公開しても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、当該情報は、条例第5条第4号に該当しないと判断する。

エ 人事上の措置関係文書について

- (ア) 実施機関は、人事上の措置関係文書について、非違行為を行った教員に対する懲戒処分等を検討し、審議するために作成された文書、審査結果を記載した文書及び審査した処分等の結果を伺う文書であり、次に掲げる部分については、人事上の措置に至るまでの内部的な手続や処分等の適否・軽重等を判断する基準等が推測される情報であることから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある、と説明している。

- a 人事審査委員会審査結果のうち、「処分理由」、「処分案」及び「処分の程度」欄の一部
- b 人事審査委員会資料のうち、「事務局見解」及び「その他」欄
- c 人事審査委員会資料のうち、「事故後の経過」及び「事務局処分案」の一部
- d 人事審査委員会資料のうち、「特定の県立高等学校不適切研修にかかる職員の状況、処分案等」に記載された「7番目の項目及びその内容」
- e 人事審査委員会資料のうち、特定の県立高等学校事案と過去の処分例との比較の表題を除く部分

- (イ) これに対し、不服申立人は、処分基準が推測できる情報を公開することは、人事管理事務等の適切な遂行を促進し、これらの適切な遂行に大いに寄与すると主張している。

- (ウ) 地方公務員法上の懲戒処分にまで至らない人事上の措置は、県立高等学校教員の服務違反等の行為に対して、その行為の内容等から地方

公務員法に基づく懲戒処分に至らないと判断した場合に、サービスの適正を期するため、サービス監督権に基づく事実上の行為として制裁的実質を伴わない限りにおいて許されているもので、サービス監督権者による監督権の行使の一態様と考えられていることから、人事上の措置を講ずるか否かの判断に当たってはサービス監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解される。

したがって、処分基準が推測される情報を公開することにより、サービス監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、以下において、不服申立ての対象とされた情報が処分基準を推測できる情報といえるかどうかについて検討する。

- (エ) 人事考査委員会審査結果のうち、「処分理由」、「処分案」及び「処分の程度」欄の一部並びに人事考査委員会資料のうち、「事故後の経過」及び「事務局処分案」の一部、「その他」欄については、校長、教頭及び教職員に対して人事上の措置を実施すべきであると判断した理由が記載されていることから、これらの情報は、人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。
- (オ) 人事考査委員会資料のうち、「事務局見解」については、事務局が処分案の作成に当たり、検討した内容として、処分の原因となった事実、人事上の措置を実施すべきであると判断する理由及び処分案が記載されている。当該個所に記載された内容は検討過程における詳細かつ具体的なものであり、全体としてどのような情報が判断材料とされ得るかについての基準及び人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。
- (カ) 「特定の県立高等学校不適切研修にかかる職員の状況、処分案等」に記載された「7番目の項目及びその内容」については、人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の判断材料となる情報が記載されていることが認められる。したがって、当該事項の項目名を含めて、人事上

の措置の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測できる情報であると解される。

(キ) 特定の県立高等学校事案と過去の処分例との比較の表題を除く部分に記載された情報については、項目名を含めて、人事上の措置の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測できる情報であると解される。

(ク) 以上のことから、これらの情報は、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(3)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 10 月 20 日	諮問
11 月 4 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 4 日	実施機関から非公開等理由説明書を受領
12 月 9 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12 月 17 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
7 月 7 日 (第 36 回部会)	審議
8 月 4 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8 月 11 日 (第 37 回部会)	審議
9 月 6 日 (第 38 回部会)	審議
10 月 29 日 (第 39 回部会)	審議
11 月 8 日 (第 40 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年12月20日現在)(五十音順)